

公聴会・参考人制度について

	公 聴 会 制 度	参 考 人 制 度
趣 旨	普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他の重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。〔法第115条の2①〕	普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。〔法第115条の2②〕
手 続	①本会議または委員会において公聴会開催の決定〔会規88〕 ②公示(日時、場所、意見を聴こうとする案件、その他必要な事項)〔会規88〕 ※委員会で公聴会を行う場合は、議長の承認の後に公示 ③ 公聴会に出席して意見を述べようとする者の申し出〔会規89〕 ④ 公述人の決定、通知〔会規90〕 ※委員会の場合は、議長を経て通知 ⑤公聴会の開催、公述人からの意見聴取〔会規91、92、93〕	①本会議または委員会において参考人の出席を求めることを決定〔会規94〕 ②参考人に日時、場所及び意見を聴こうとする案件、その他必要な事項を通知〔会規94〕 ※委員会の場合は、議長を経て通知 ③参考人からの意見聴取〔会規91、92、93〕
特 徴	①公示の手続が煩雑 ②選定する公述人の種類〔会規90〕 ・公聴会の公示に基づいて、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を申し出た者の中から選んだ者 ・独自の見地から選定した利害関係者及び学識経験者 ③公述人は当該案件についての賛否の意見を述べなければならない。 ④公述人の選定に当たっては、賛成、反対の一方に偏らないように選ぶ必要がある。 ⑤公述人は自らの意思で応募することから、病気等の正当な理由により出席できないことはあっても出席を自ら拒否することはあり得ない。	①公聴会に比べ手続が簡便 ②参考人は、利害関係人や学識経験者などから、特定の第三者を指名して出席を求める。 ③参考人は案件によっては賛成または反対の意見を述べてもよいが、述べなくてもよい。 ④参考人は、出席を求められた場合、出席を拒否することができる。
	【公述人と参考人の共通事項】 ○発 言: 発言するためには、議長または委員長の許可が必要。発言内容は意見を聴こうとする範囲を超えてはならない。 ○質 疑: 議員は公述人・参考人に対して質疑できるが、公述人・参考人は議員に対して質疑できない。 ○意見の陳述: 公述人・参考人は、代理人に意見を述べさせたり、文書で意見を提示できないが、議会または委員会が許可すれば可能である。 ○費 用 弁 償: 公述人、参考人ともに費用弁償の対象となる。〔法第207条〕	